

令和6年11月25日招集

第11回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第11回狹山市農業委員会総会

令和6年11月25日（月曜日） 開催場所 市役所6階 602会議室

議事日程

1 開会 午後1時30分

2 議事録署名委員の選任

3 議題

議案第1号 狹山市農業振興地域整備計画の変更について

議案第2号 農用地利用集積計画について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 協議及び報告事項

(1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について

(2) その他

5 閉会 午後3時10分

本日の出席農業委員 13名

1番	2番 落合房子	3番 渡邊隆夫
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 7名

甲 田 善 徳	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦
		高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第11回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 狹山市農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況

席上、配布いたしました

- ・冊子「のうねん」

となります。よろしいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

議長 只今から、第11回狹山市農業委員会総会を開催します。

なお、先程、事務局から報告のありました議席番号1番 浅見会長、入曽地区農地利用最適化委員の橋本委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号3番 増田 棟順委員と4番 渡邊 隆夫委員をお願いします。

それでは、第11回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積計画（農用地利用集積等促進計画を含む）が、堀兼地区3件、水富地区1件の合計4件です。

農地法第3条許可申請が、堀兼地区1件です。

農地法第4条許可申請が、水富地区1件です。

農地法第5条許可申請が、入曽地区2件、奥富地区1件、柏原地区1件、水富地区1件の合計5件です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

順に説明を求めます。

先ず、議案第1号 「狹山市農業振興地域整備計画の変更について」を議題とし、農業振興課の説明を求めます。

農振課 【狹山市農業振興地域整備計画の変更についての説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。

事務局 農業振興課は、これにて退席となります。

議長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画について」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございました。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 農用地利用集積計画につきましては、従来、個々に集積する案件についても、農地中間管理機構が間に入る案件についても、一つの議案として作成してきましたが、議案書の簡素化、明確化を図るため、今回、試験的に分割してお示しいたします。

運営委員会におきましては、特段の反対意見はございませんでしたので、個々の案件を議案第2-1とし、中間管理機構が間に入る案件を議案第2-2としてお諮りいたします。

それでは、議案第2-1号1番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は堀兼に在住。

土地の所在は堀兼字平野 地目は畑 地積は1,988㎡。

利用の区分は『継続』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
事務局は、続けてください。

事務局 議案第2-2号1番について、ご説明いたします。

先程の説明のとおり、本件以降の3件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（市が定める「農用地利用集積計画」と機構が定める「農用地利用配分計画」が統合したもの。）によるものです。

渡人は所沢市に在住、受人は行田市に組織を構える公益社団法人。

土地の所在は大字上赤坂字月見ノ台 地目は畑 地積は1,746㎡。

利用の区分は『新規』、10年間の賃貸借権の設定で、作付け計画は露地野菜。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2-2号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 本件につきましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により落合議長は議事に参与することができませんので、控え席へ移動願います。

また、本件の意思決定に係るに採択は、局長が議長となって進行して参ります。

それでは、議案第2-2号2番について、ご説明いたします。

渡人は既に死亡しておりますが、相続登記には至っておりません。近日中には相続人代表者が決定する見込みであり、決定次第、差し替えて事務処理を進めて参ります。受人は行田市に組織を構える公益社団法人。

土地の所在は、大字中新田字芝 他3筆 地目はいずれも畑 地積は合計で4,823㎡。

利用の区分は『新規』、10年間の賃貸借権の設定で、作付け計画は露地野菜。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

局長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

落合職務代理は、議長席にお戻りください。

議長 会議を続けます。

次に、議案第2-2号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2-2号3番について、ご説明いたします。

渡人は笹井に在住、受人は行田市に組織を構える公益社団法人。

土地の所在は、大字笹井字北原 他5筆 地目はいずれも畑 地積は合計で6, 300 m²。

利用の区分は『新規』、6年間の使用貸借権の設定で、作付け計画は露地野菜。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号1番について、ご説明いたします。

受人は富士見市に在住、渡人は三芳町に在住。

両者は親子関係にあり、贈与を計画しています。

土地の所在は、大字上赤坂字不二見ノ丘 地目は畑 地積は1, 030 m²であぐれっしゅげんき村の北に位置します。

本件では、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人名義の所有農地、耕作地は持っていません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、農機具を親から借りる計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障については無いものと思われます。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を許可とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号1番の資料をもとに説明】

現地を確認したところ適切に管理させており、許可の要件をすべて満たしているため、転用はやむを得ないものと思われます。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、順次、

担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号1番の資料をもとに説明】

現地を確認したところ適切に管理させており、許可の要件をすべて満たしているため、転用はやむを得ないものと思われます。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号2番の資料をもとに説明】

現地を確認したところ適切に管理させており、許可の要件をすべて満たしているため、転用はやむを得ないものと思われます。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号3番の資料をもとに説明】

現地を確認したところ適切に管理させており、許可の要件をすべて満たしているため、転用はやむを得ないものと思われます。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号4番の資料をもとに説明】

現地を確認したところ適切に管理させており、許可の要件をすべて満たしているため、転用はやむを得ないものと思われます。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号5番の資料をもとに説明】

現地を確認したところ適切に管理させており、許可の要件をすべて満たしているため、転用はやむを得ないものと思われます。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出しますが、30aを超えるものについては埼玉県農業会議の意見書を添えて、提出しなければならないようです。

事務局においては、宜しくお願いします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局から順次、説明を求めます。

事務局 【資料3の説明】

資料3をご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出は、4件5筆、地目は田が2筆、畑が3筆、地積は田が2,199㎡、畑が2,056㎡で合計4,255㎡です。

原因はいずれも相続によるものです。

この届出中、下奥富字八反目の案件につきましては、あっせんを希望しております。

つきましては、担当推進委員は隣接地主を中心に集積の声掛け等を行ってください。

報告第2号、農地法第4条の規定による届出は、3件6筆、地目は田が3筆、畑が3筆、地積は田が39,17㎡、畑が365,33㎡で合計404,50㎡です。

転用目的は駐車場敷地が2件、住宅敷地が1件です。

報告第3号、農地法第5条の規定による届出は、3件4筆で、地目はいずれも畑、地積は合計で1,146㎡です。

転用目的は共同住宅敷地が2件、住宅敷地が1件です。

報告第4号、公共事業の施行に伴う一時転用の届出は、1件1筆、地目は畑、地積は328㎡です。事業内容は川越県土整備事務所が所管する工事に係る資材置場で、令和6年11月8日から令和6年11月22日の間です。

報告第5号、農地改良等に係る届出は、1件1筆、地目は畑、地積は4,384㎡のうち956㎡です。工法は表土の上に被覆する客土Aで、令和6年11月11日から令和6年11月25日の間です。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

質疑はないようです。その他について、委員から何かありますか。

無いようですので、これをもちまして、第11回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。